

福岡市 水上公園  
活用方策に関する民間発案  
募集要領

平成 26 年 9 月 8 日

福岡市住宅都市局

## 第1 民間発案募集の概要

### 1 背景

#### (1) 都心部の水辺空間（リバーフロント）について

現在、福岡市では、都心部のさらなる活性化、回遊性の向上等を目指し、福岡市の都心部を流れる那珂川と博多川を中心とした水辺空間（リバーフロント）について、活用方策の検討を進めています。

那珂川と博多川沿いには、水上公園をはじめ清流公園、西中洲公園、中島公園など公共空間が連続又は点在しています。

これら都心部の水辺空間（リバーフロント）に位置する公園は、都心部の貴重なオープンスペースであり、賑わいの創出や憩いの場としての機能が期待されています。

※別紙1「都心部の水辺空間（リバーフロント）について」参照

#### (2) 水上公園の概要

水上公園（中央区西中洲）は、幹線道路である明治通り、那珂川及び薬院新川に挟まれ、幹線沿いかつ水辺の好立地にあり、都心のシンボリック空間に位置しています。

現在は、下水道施設のための占用工事により、施設を全て撤去していますが、下水道占用工事終了後、平成27年度中に再整備を行い、平成28年度に再オープンする予定です。

<経緯・現況等>

歴史的経緯	<ul style="list-style-type: none"><li>昭和天皇御成婚記念事業として整備され、御成婚の日に記念公園として開園</li><li>福岡市最初の街区公園</li></ul>
彫刻等	<ul style="list-style-type: none"><li>福岡ライオンズクラブが「希望の泉」（噴水）、彫刻「ホウオウ」を寄贈（昭和36年）。彫刻「ホウオウ」は再整備の際、公園に復旧する予定。</li><li>彫刻「風のプリズム」を設置。「福岡市彫刻のあるまちづくり事業」による第1号作品（昭和58年）。再整備の際、公園に復旧する予定。</li></ul>
イベント 利用状況	<ul style="list-style-type: none"><li>「博多どんたく港まつり」時に観光栈敷席を設置（約880席）</li><li>保育集会、市民ウォークラリー等でも活用。</li><li>年間イベント利用日数 18日間（平成24年度実績）</li></ul>

#### (3) 社会実験の実施及び検証結果

水上公園は、都心のシンボリック空間として整備されているものの、利用者が少なく、十分に活かされていないといった課題を有していました。

そこで、福岡市では、平成 25 年度、都心部の水辺空間を活用した賑わい創出や回遊性の向上を図るため、飲食物の販売やイベントの開催などの社会実験を行い、水上公園の再整備計画のあり方を検証しました。

※別紙 2 「水上公園社会実験の検証及び再整備の方向性（案）」参照

## 2 募集の目的

福岡市では、水上公園の再整備工事に合わせ、都心部の水辺空間を活用した賑わい創出や回遊性の向上を図ることを目的として、民間活力の導入を検討しています。

民間活力の導入手法については、民間事業者の意向や公園への評価・期待、官民の役割分担、事業実施に向けての課題等を踏まえた検討が必要であり、今回の民間発案募集により、民間事業者に幅広くご意見を伺うことで、今後の民間事業者の公募に向けた条件を整理することといたします。

## 3 募集する内容

民間発案募集後の正式な民間事業者の公募に当たっては、現時点では、事業方式について、以下の 2 つのケースのいずれかで公募することを想定していますが、この 2 つのケース以外にも良い提案があれば、それを含めた検討を行いたいと考えていますので、民間事業者のこれまでの経験やノウハウを活かした幅広い提案を期待しています。

### 【現在想定している事業方式】

- ・ケース①：「民間事業者による休養施設の設置・管理」

水上公園内に新たに設置する常設の休養施設において、施設の管理及び飲食物の提供やイベントの実施などを行うものです。休養施設の設置にあたっては、設置費用の官民の負担割合や役割分担についてご提案ください。

- ・ケース②：「民間事業者による賑わい創出イベント等の実施」

水上公園内のうちイベント等の実施が可能なスペースにおいて、常設の施設を設置せずに、年間を通じて賑わい創出イベント等を企画・運営するものです。なお、イベント等には、飲食・物販を伴うものも含まれます。

## 4 事業条件等

### (1) 事業対象地

休養施設が設置可能なスペースは、別紙 3 「水上公園平面図（案）」のうち、赤破線を除くスペースとなります。また、現在、福岡市が想定している休養施設の設置位置やイベント実施可能スペースについても、参考として別紙に示しています。

ただし、平面図（案）は構想段階のものであり、望ましい休養施設の設置場所やイベント実施箇所についても提案可能です。また、休養施設の面積については、100

m<sup>2</sup>程度を想定して図示していますが、100 m<sup>2</sup>を超える又は100 m<sup>2</sup>に満たない提案も可能です。

## (2) イベント実施など、公園を使用する上での条件

イベント実施など、公園の使用に当たっては、都市公園法等法令で定めるもののほか、原則として次の掲げる各事項に適合する必要があります。

- 公園の利用者に著しく支障とならないこと。
- 事故の発生の恐れがないこと。
- 大音量の騒音を発生しないこと。
- 専ら、営業のための宣伝、物品販売等営利を目的としないこと。
- 公園周辺の居住者等に著しく支障とならないこと。
- 都市公園の設置目的に照らして、その行為が妥当であると認められること。
- その他、公園管理上支障とならないこと。

## (3) その他

現時点で想定している実際に実施する募集要項については、別紙4「(参考)福岡市水上公園 民間事業者の募集要項素案骨子」を参照してください。

なお、別紙4は、民間発案に当たっての前提条件ではありませんので、これに対するご意見等（官民の役割分担、使用料等）があればご提案ください。

## 第2 民間発案募集の手続き等

### 1 スケジュール

スケジュールは下記を予定しています。詳細については各項目で説明します。

項目	時期
民間発案募集要領の配布	平成26年9月8日～10月10日
質問の受付及び対応	平成26年9月8日～10月10日
民間発案概略提案書の受付	平成26年9月16日～10月10日（必着）
提案事業者との個別対話	平成26年9月16日～10月15日
提案事業者へ採否の通知	平成26年10月31日頃（予定）

### 2 民間発案募集要領の配布

民間発案募集要領は、下記の期間、福岡市のホームページに掲載しますので、ダウンロードして入手してください。

【HPアドレス】

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/ryokkasuishin/business/suijyokouen-1.html>

【掲載期間】 平成26年9月8日～10月10日

### 3 質問の受付及び対応

募集要領等に対する質問は、下記の期間、窓口、電話又は電子メールにより、随時受け付けます。窓口に来庁される場合には事前にご連絡ください。

なお、1社での提案も複数社での提案も可能ですが、複数社で提案する場合には、質問は、代表者が取りまとめて行ってください。

【質問受付期間】 平成26年9月8日～10月10日

### 4 民間発案概略提案書の受付

#### (1) 受付期間

概略提案書は、下記の期間、持参、郵送又は電子メールにより提出してください。なお、概略提案書の受理後、提案事業者と個別対話を行いますので、出来るだけ早めに提出いただきますようお願いいたします。

【提出期間】 平成26年9月16日～10月10日（必着）

#### (2) 概略提案書に記載する項目

概略提案書には以下の項目を記載してください。

なお、【必須項目】については必ず記載してください。

様式は自由としますが、提案書には見出しをつけるなど、記載箇所が分かりやすいようにしてください。

#### 【必須項目】

- ✓ 提案者の概要（住所、団体名、代表者職・氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレス、担当者名）
- ✓ 事業内容（飲食物の種類・価格の概要、施設管理及び運営の概要、官民の役割・リスク分担、イベント等企画・運営の概要、イベント実施回数など）
- ✓ 収支の想定（市へ支払う使用料等が、条例に定める額では困難な場合は、その額の提案も可能とします。）

#### 【施設整備を含む場合の必須項目】

- ✓ 休養施設設置費用の官民負担割合及び設置にあたっての役割分担
- ✓ 休養施設の配置図及び面積
- ✓ 休養施設のイメージ写真等

#### 【任意事項】

- ✓ 公園レイアウトや公園に望ましい機能等に関する意見
- ✓ 水上公園に対する事業者からみた印象
- ✓ 別紙4「募集要項素案骨子」に対する意見
- ✓ その他、事業者が行うことが出来る公園や周辺への貢献など

## 5 提案事業者との個別対話

概略提案書の受理後、概略提案書を踏まえ、幅広く意見交換を行う場として、下記の期間、提案事業者との個別対話を行います。なお、個別対話は複数回行う場合もあります。

個別対話の実施日時については、個別に調整させていただきます。

【期間】 平成 26 年 9 月 16 日～10 月 15 日

## 6 提案事業者への採否の通知

個別対話の実施後、提案事項の採否等について、10 月 31 日頃を目途に、提案事業者あてに個別に通知いたします。

なお、民間事業者の意見を踏まえ、事業のあり方を検討することが今回の募集の趣旨であるため、提案の一部のみを採択することもあります。

## 7 民間発案募集後について

民間発案の提案内容を踏まえ、平成 26 年 12 月頃、民間事業者の公募を行うことを想定しています。

なお、本民間発案募集は、事業を実施する民間事業者の募集ではなく、福岡市が水上公園における望ましい賑わい創出のあり方を検討する上で、参考となる提案（民間発案）の募集です。

そのため、今回の募集において提案した民間発案が採択された場合であっても、その後の公募の結果によっては事業を実施する事業者となれない可能性がある点にはご留意ください。

## 8 その他

### (1) 民間発案募集手続きの非公開・非公表

今回の民間発案募集手続きに際して、ノウハウ等の流出を懸念する民間事業者に配慮して、提案を行った民間事業者の名称、概略提案書は原則として非公開・非公表とします。

ただし、民間発案の有無及び民間発案があった場合の提案数については情報を公表することを想定しています。また、福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求があった場合には、提案事業者に事前に連絡した上で、条例に定める範囲内において公開する場合があります。

### (2) 民間発案に対する民間事業者のメリット又は優遇措置

民間事業者が民間発案を提出するメリットとして、提案内容が事業者公募の際の募集条件等に採用されることで、提案事業者は公募時に有利に検討できる可能性があります。

そのため、今回の民間発案への提案による、事業者公募時の審査上の優遇措置（加  
点評価等）は行わないこととします。

**(3) 民間発案による義務や制限等**

今回の民間発案を提出することにより、事業者公募時において、事業を実施する  
義務や提案書の提出義務、事業内容や体制等の制約（例えば、民間発案と異なる事  
業内容や別の体制での提案を制限することなど）等が生じることは一切ありません。

**(4) 費用及び著作権**

民間発案に関して必要な費用は、提案事業者の負担とします。

また、福岡市が提示する資料の著作権は福岡市及び作成者に帰属し、提案事業者  
の提出する書類の著作権はそれぞれの提案事業者に帰属します。

**問い合わせ先及び提出窓口**

福岡市中央区天神1丁目8-1（福岡市役所4階）

福岡市 住宅都市局みどりのまち推進部 みどり推進課

TEL 092-711-4424 FAX 092-733-5590

E-mail : [midorisuishin.HUPB@city.fukuoka.lg.jp](mailto:midorisuishin.HUPB@city.fukuoka.lg.jp)

受付日時：土曜、日曜、祝日を除く午前9時30分から午後5時30分まで